平成２２年（フ）第６４号
茨城県牛久市久野町699番地
破産者　大枝　一弘
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
埼玉県熊谷市上奈良1259番地４、住民票上の住所埼玉県熊谷市久下891番地12
破産者　山﨑　　修
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１２２号
神奈川県横浜市中区山元町５丁目228番地
破産者　相内　一郎
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９号
甲府市後屋町92番地４コンフォート渡辺201、申立時の住所山梨県中巨摩郡昭和町河東中島255番地
破産者　深沢美知子
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
長野県松本市波田4243番地
破産者　宮下　貴光
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４３２号
滋賀県大津市南郷５丁目12番10―1106号レックスガーデン大津南郷ベルデ、開始決定時の住所京都市伏見区深草谷口町74番地の15
破産者　佐藤　栄作
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
京都府福知山市字天田359番地の11
破産者　宮定　一生
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
和歌山県紀の川市東三谷478番地
破産者　隅田　俊子
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３１号
広島市西区南観音３丁目10―４　井上荘202、住民票上の住所広島県福山市明王台２丁目２番15号
破産者　西川　由之
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第５８８号
長崎県西海市大瀬戸町多以良外郷777番地２、開始決定時の住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2255番地５
破産者　浅本　和夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
長崎県長崎市泉１丁目10番19号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷534番地126
破産者　高稲謙一郎
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第９６１号
高知県高岡郡日高村岩目地1075番地
破産者　株式会社北添工務店
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３９２号
北海道旭川市宮下通９丁目766番地キタノビル
破産者　株式会社北野組
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
山形県寒河江市高田３丁目178番地の１
破産者　株式会社アクセス
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
金沢市西念４丁目７番１号
破産者　末広青果株式会社
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８１号
金沢市大額町ヌ５番地８
破産者　株式会社出倉建設
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８９号
三重県いなべ市北勢町阿下喜1472番地１
破産者　山本　繁松
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第１２２５号
大阪市東淀川区菅原２丁目８番26号
破産者　株式会社ニコール
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２３４号
京都府亀岡市曽我部町重利中嶋24―１、開始決定時の住所大阪府守口市大日町２丁目１番47号
破産者　新世住宅株式会社
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部